民事調停法・家事審判法の一部改正について(概要)

1 民事調停官及び家事調停官制度(いわゆる非常勤裁判官制度)の創設 民事調停法及び家事審判法を改正することにより,弁護士が,民事調停事件及 び家事調停事件に関し,裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰する ことができる制度を創設する。

2 民事調停官及び家事調停官の概要

任命

民事調停官及び家事調停官は,5年以上の経験を有する弁護士から最高裁判 所が任命する。

職務

民事調停官及び家事調停官は,調停事件に関し,裁判官の権限と同等の権限をもって,調停事件の処理に必要な職務を行う。

任期

民事調停官及び家事調停官の任期は2年とし,再任されることができる。

勤務の形態

民事調停官及び家事調停官は,非常勤とする。

身分保障

民事調停官及び家事調停官は、法定された解任事由に該当する場合を除いて、 その意に反して解任されることはない。

職権の行使

民事調停官及び家事調停官は,独立してその職権を行う。

民事調停官の主な権限

- ・ 調停委員会により又は単独で,調停手続を主宰すること
- ・ 民事調停法第17条所定の調停に代わる決定をすること 家事調停官の主な権限
- ・ 調停委員会により又は単独で,調停手続を主宰すること
- ・ 家事審判法第23条所定の合意に相当する審判をすること
- ・ 家事審判法第24条所定の調停に代わる審判をすること